

改正育児・介護休業法のポイント（施行期日：平成29年1月1日）

仕事と介護の両立支援制度

1 介護休業の分割取得

改正前	改正後
介護休業について、介護を必要とする家族（対象家族）1人につき、通算93日まで原則1回に限り取得可能	対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得可能

対象家族の範囲は、配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫
（祖父母、兄弟姉妹、孫については、同居・扶養要件は不要）

（介護休業とは）

労働者（日々雇用される方を除く）が、要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）の対象家族を介護するための休業